

東 村 山 市 分 別 収 集 計 画  
( 第 9 期 )

令 和 元 年 6 月

東 村 山 市

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	計画の対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

# 東村山市分別収集計画

令和元年6月

## 1 計画策定の意義

生活様式の多様化や社会経済の高度化に伴う、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルに対して、昨今、地球環境を取り巻く種々の問題への市民意識が高まっている。問題の解決には、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが欠かせない。

国においては、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するため、循環型社会形成推進基本法を制定し、総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立している。

東村山市（以下「市」という。）は、平成18年度からプラスチック製容器包装の分別収集を行っており、平成26年度には、すべてのごみの戸別収集を実施することで排出者責任の明確化とごみ排出時の利便性の向上を図ってきたところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて策定するものであり、一般廃棄物のうち容器包装廃棄物について、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することを目的に、市民・事業者・行政すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制・排出抑制、再使用、再利用を基本とした地域社会づくり
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる循環型社会の実現

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間（令和2年度から令和6年度）とし、3年ごとに改定する。

#### 4 計画の対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	8,514	8,498	8,487	8,479	8,454

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

##### （1）集団資源回収の推進

新聞等の古紙回収については、新聞販売店での回収も定着しているなど、回収量の増加は困難性があるが、宅地開発や新築マンションなども含めて新たな団体の発掘を行うことで集団資源回収を推進し、地域コミュニティの活性化を図っていくとともに、回収品目追加について検討を進めていく。

##### （2）レジ袋の削減

市民意識が高く、レジ袋を辞退する率が高いことから、スーパー等の値引きやポイント付与、購入時の声かけなどレジ袋の削減に向けた積極的な取り組みの継続を働きかけていくとともに、ドラッグストアや小売店舗等の未実施店への拡大も図っていく。

##### （3）ごみ減量・リサイクルを促進するための販売事業者の紹介

「ごみ見聞録」をはじめとする広報紙やホームページを通じて、簡易包装やレジ袋削減等に積極的な取り組みを行っている事業者の紹介やリストの公表を行い、取り組みの全市的な波及効果をねらっていく。

##### （4）店頭回収の拡大

市民の多様な生活様式に対応するためにも、白色トレイ、ペットボトル、牛乳パックなど店頭回収されている品目のうち未実施品目の追加や新たな品目の追加を、スーパー等へ働きかけていく。また、自動販売機脇の回収ボックス設置の拡大を働きかけていく。

##### （5）啓発活動の推進

あらゆる機会を通じて市民や事業者の理解と協力を得るための啓発の促進を図るとともに、必要な情報の提供を行っていく。「ごみ見聞録」や「夢ハウスだより」等の啓

発紙についてはそれぞれの役割を見定めながら、さらに充実を図るよう努めていく。  
あわせて新たな情報の更新が容易なホームページの活用、充実を更に図っていく。

(6) 講座・学習・イベントの推進

店頭や自治会等への出前講座を市民との直接的な対話の場として、積極的に実施していく。また、家庭での分別の重要性や処理の流れなどの市民理解を深める場として施設見学会を継続して実施していく。さらに、各種イベントの機会をみつけて、これらに参加し、啓発活動に努めていく。

(7) 学校への出前授業の実施

学校での出前授業を実施することで、次世代を担う児童・生徒が資源化やルールに関する意識や理解を高めていけるように、教育委員会・学校との連携を図っていく。ひいては、児童・生徒の意識の高まりを通じて、家庭での意識改革に繋がられるよう努めていく。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん・びん
主としてガラス製の容器 ├── 無色のガラス製容器 ├── 茶色のガラス製容器 └── その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	194		194		193		193		193	
主としてアルミ製の容器	256		255		255		254		254	
無色のガラス製容器	〈合計〉 388		〈合計〉 387		〈合計〉 386		〈合計〉 386		〈合計〉 385	
	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉
	388	0	387	0	386	0	386	0	385	0
茶色のガラス製容器	〈合計〉 209		〈合計〉 209		〈合計〉 208		〈合計〉 208		〈合計〉 207	
	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉
	209	0	209	0	208	0	208	0	207	0
その他のガラス製容器	〈合計〉 273		〈合計〉 273		〈合計〉 272		〈合計〉 272		〈合計〉 271	
	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉
	273	0	273	0	272	0	272	0	271	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムがされているものを除く。）	〈合計〉 4		〈合計〉 4		〈合計〉 4		〈合計〉 4		〈合計〉 4	
	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉
	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
主として段ボール製の容器	〈合計〉 1,446		〈合計〉 1,443		〈合計〉 1,441		〈合計〉 1,440		〈合計〉 1,436	
	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉
	1,446	0	1,443	0	1,441	0	1,440	0	1,436	0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	〈合計〉 364		〈合計〉 363		〈合計〉 362		〈合計〉 362		〈合計〉 361	
	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉
	364	0	363	0	362	0	362	0	361	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	〈合計〉 2,209		〈合計〉 2,205		〈合計〉 2,202		〈合計〉 2,200		〈合計〉 2,193	
	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉	〈引渡〉	〈独自処理〉
	2,209	0	2,205	0	2,202	0	2,200	0	2,193	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の排出量} \times \text{人口変動率} \times$$

※人口変動率は「東村山市第四次総合計画後期基本計画基礎調査報告書（平成27年3月）」における将来人口の推計により、以下のとおりとした。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
152,099人 (対前年度比)	151,835人 (対前年度比)	151,560人 (対前年度比)	151,358人 (対前年度比)	151,220人 (対前年度比)	150,774人 (対前年度比)
	0.174%減	0.181%減	0.133%減	0.091%減	0.295%減

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用した中で実施することとする。なお、現在、自治会や市民団体などにより実施されている集団資源回収事業については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の段階
スチール製容器	かん・びん	委託業者による定期収集、 店頭回収、集団資源回収 (アルミ製容器のみ)	市、民間業者
アルミ製容器			
無色ガラス製容器			
茶色ガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集、 公共施設での拠点回収、店 頭回収、集団資源回収	民間業者
段ボール製容器	段ボール	委託業者による定期収集、 集団資源回収	民間業者
ペットボトル製容器	ペットボトル	委託業者による定期収集、 店頭回収	民間業者
その他のプラスチック 製容器包装	容器包装プラ スチック		民間業者

### 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

かん、びんは、市の中間処理施設内で選別、圧縮、保管を行う。紙パック、段ボール、ペットボトル、容器包装プラスチックは、民間施設で選別、圧縮、保管を行う。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	かん・びん	透明又は半 透明の袋	パッカー車	秋水園リサイク ルセンター（選 別・圧縮・保管）
アルミ製容器				
無色ガラス製容器				
茶色ガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る、 専用回収箱 (拠点回収)	平ボディ車	民間施設
段ボール製容器	段ボール	紐で縛る	平ボディ車 パッカー車	民間施設
ペットボトル製容器	ペットボトル	透明又は半 透明の袋	パッカー車	民間施設
その他のプラスチック 製容器包装	容器包装プラ スチック	指定収集袋	パッカー車	民間施設

### 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、廃棄物の減量及び再利用を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者、学識経験者からなる廃棄物減量等推進審議会を設置している。
- (2) 53 丁に配置されている廃棄物減量等推進員と市との意思疎通や連携を強化するとともに、研修会などを通じ、推進員相互の協働を促していく。